様式第1号の2(第5条の2関係)

指定催しの指定通知書

第　　　号

年 月 日

殿

丸亀市 消防署長

印

丸亀市火災予防条例第42条の2第３項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 催しの開催場所 |  |
| 催しの名称 |  |
| 催しの開催期間 |  |

教 示

この指定に不服がある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に丸亀市長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に丸亀市を被告として指定の取消しを訴えることができる。(訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となる。)

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に丸亀市を被告として指定の取消しを訴えることができる。